

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療広域連合 市民課保険年金係 ☎059-221-6883
 ☎(25)1135

保険料額の通知

7月中旬ごろ、後期高齢者医療制度の対象者（被保険者）のかたに平成28年度の保険料額および納付方法の通知書を送付します。

保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、そのかたの所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。くわしくは、8月からお使いいただく保険証に同封される小冊子を確認してください。

保険料の軽減措置

- 均等割の軽減
所得が低い世帯に属するかたは、次の基準により均等割額が軽減されます。
- ・世帯は4月1日（年度途中に資格取得されたかたは資格取得日）時点での判定になります。
- ・65歳以上の年金所得者は、公的年金控除以外に15万円を控除します。
- ・事業専従者控除は適用され

ず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

| 同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額などの合算額 | 軽減割合 | 軽減後の額 |
|--|------|---------|
| 33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない） | 9割 | 4,387円 |
| 33万円以下 | 8.5割 | 6,580円 |
| 33万円+被保険者数×26.5万円以下 | 5割 | 21,935円 |
| 33万円+被保険者数×48万円以下 | 2割 | 35,096円 |

- 所得割の軽減
総所得金額などから33万円を差し引いた額が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。
- ・後期高齢者医療制度に加入

する前日に被用者保険※1の被扶養者であったかたは、均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

※1被用者保険：協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合など

※被用者保険の被扶養者であったかたで軽減措置が行われていない場合は、お知らせください。

保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な場合（概ね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請していただくことで、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。場合があります。

保険料の徴収方法

- 特別徴収
年金からの天引きにより納めていただきます。
- 普通徴収
納付書や口座振替により納めていただきます。
- ※年金の受給額が年額18万円未満のかたや、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

国民年金の保険料の納付が困難なときは vol.1

市民課保険年金係 ☎(25)1148
伊勢年金事務所 ☎0596-3601

保険料免除・猶予制度

経済的な理由などで国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請をして認められると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

①全額免除・一部免除制度

②納付猶予制度

③学生納付特例制度

（平成28年7月～平成37年6月まで）②納付猶予制度の対象者が30歳未満から50歳未満まで拡大されました。

表のように、保険料の免除が認められると、一定の割合で将来の年金額に反映されます。また、免除・猶予期間は、納付した期間と同様に年金を受給するときに必要な受給資格期間に算入されます。ただし、一部免除の場合は、減額された保険料を納付していることが必要です。（※1）

将来受け取る年金額を増額するために、10年以内であれば免除または猶予された保険料を後から納めることができます。

保険料免除などと年金給付の関係

| | 納付 | 全額免除 | 一部免除（※1） | 納付猶予 学生納付特例 | 未納 |
|--------------------------------------|-----------|-----------------------|--------------------------|----------------|------------|
| 障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入されるか?) | ○ されます | ○ されます | △ されます | ○ されます | × されません |
| 老齢基礎年金 受給資格期間に 算入されるか? | ○ されます | ○ されます | △ されます | ○ されます | × されません |
| 老齢基礎年金 年金額に反映 されるか? | ○ されます | ○ ※2分の1が反映 されます | △ ※免除割合に応じて 反映されます | × されません | × されません |

ますが、2年を過ぎると加算額がつかまずので注意してください。また保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときに障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。納付が困難なときは①～③の申請をしましょう。